

陳 情

<p>【陳情名】 大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情</p> <p>【提出者名】 新町一丁目自治会長 清水 辰明 ほか13名</p>	<p>【要旨】 最近の気象変動の中、豪雨災害が全国各地で発生しており、大竹地区も毎年のように同じ地区（範囲）で大雨による冠水被害が発生し、床下浸水や道路冠水に地域住民は不安を抱き対策に大変苦慮しております。 市に対しては従前より雨水排水対策についてお願いをしておりますが、昭和51年度に新町雨水排水ポンプ場の新設計画が決定されて以来、この事業の進展はありません。 また、先般（7月27日）の大竹市議会報告会において新町雨水排水ポンプ場をテーマに報告がありましたが、近々に解決する状況ではないと判断しました。 そこで、共通課題である雨水排水対策に対し関係自治会長の皆さんと一緒に課題解決に取り組むため意見交換を行い、次の事項について陳情を行うこととなりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線雨水排水路の現況調査と機能改善すること 2. 新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現すること 	<p>【付託委員会】 生活環境委員会</p> <p>【委員会の結果】 採択</p> <p>【本会議の結果】 採択</p>
<p>【陳情名】 議会基本条例に遵守して陳情書の再審議をお願いする陳情</p> <p>【提出者名】 谷和自治会 二井 博文 ほか510名</p>	<p>【要旨】 令和元年9月に提出された「谷和地区での大規模太陽光発電所計画に反対」の陳情は、3月11日に本会議で不採択になった。 また、広島県は大竹市議会が審議中と知りながら許可を出しました。 問題点 ①陳情書が出され、9日後に要職の3議員が陳情書から、議会での審議をしない要望書にかえるよう変更要請があり、大竹市民に内容を知らせられなかったのか。 ②選挙後すぐに全議員で条例の研修を行うことになっているが、行われていない。 ③陳情書受付時の対応とその後の早い返送は、市民参加を求めています。 ④住民が出した陳情書に対して議会の意思表示をせず市民に信頼されません。 ⑤不採択の理由の説明はない。基本条例は丁寧な説明をするよう求めています。</p> <p>陳情項目 ①議会基本条例をしっかり守ることを誓うこと ②陳情を議会基本条例に沿って再審議し、広島県に対して「以下の理由で建設場所にふさわしくない」と意見書を送ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄ダムは生活用水で飲料水になり広範囲に配水される ・大規模な工事は、異常気象や想定外の大雨には対処できない ・大規模に自然が破壊され生態系が崩れる 	<p>【本会議の結果】 不採択</p> <p>※委員会へ付託せず、本会議にて即決</p>

本会議での討論

【採択とすべき討論】

「議会基本条例に沿った審査をしてほしいという陳情である。市民の信頼を取り戻すため採択すべき。」
「広島県に対し、意見をしっかりと述べてほしい。陳情書に書かれている内容と同じ思いで採択すべき。」
「3月に不採択となった陳情の再審議は難しいと思うが、大竹市議会の陳情の取り扱いについて、公正性に欠けるところもあり、反省の意味からも採択すべき。」
「陳情項目①については政策提言をいただいたと考え採択すべき。②については谷和の太陽光発電所建設予定地が急傾斜地であり設置に適さないため再審議すべきである」

【不採択とすべき討論】

「議会で議決されたものを再審議することは議会政治の否定である。議決までの経過及び結果に瑕疵があるとも思えない。また、新たな真実が発見されたわけでもない。」
「谷和の太陽光発電所建設について林地開発許可は広島県知事に権限があり、すでに許可が出されている。広島県から許可された以上、反対する立場にない。住民の心配する災害等の防止・水の確保や環境保全の基準を満たさないと許可されないと考える。また、許可には14項目の条件があり、従わなければ取り消すとされている。建設工事は開始しておらず、飲料水やオゾンシオウウオに影響を及ぼす化学的根拠が出されていない。」
「陳情書に記載の問題点には事実誤認されていると思われるものもあり、陳情項目に整合していない部分が見受けられる。」
「議会基本条例には議決の再審議についての規定はない。議会基本条例に沿ったものである。」
「太陽光発電所建設に関する陳情は昨年より真剣に議論している。開発業者は谷和の住民へ説明したいと、不採択となった陳情が提出される1年半ぐらい前から申し出ていたが、谷和の住民は一切受け入れなかったと聞く。そもそも当事者間でしっかり話し合う必要があったのではないか。」
「再審議してほしいという住民の気持ちは十分に理解できるが、状況が変わっていない以上、前回の陳情と同じ判断をせざるを得ない。」

3月議会日程(予定)

本 会 議	//	委 員 会	予 算 特 別 委 員 会	特 別 委 員 会	//	本 会 議	//	本 会 議	常 任 委 員 会	本 会 議
	(予備日)			(予備日)		(予備日)				
3月25日(木)	3月18日(木)	3月17日(水)	3月15日(月)	3月12日(金)	3月10日(水)	3月9日(火)	3月3日(水)	3月2日(火)	3月2日(火)	3月2日(火)

議 会 を
傍 聴 し ま せ ん か

市議会では、予算や条例をはじめ行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりをめざして審議をしています。

本会議、委員会とも傍聴できますので、議会がどのように運営されているか傍聴してみませんか。

